

発議第 2 号

朝来市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

朝来市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 26 日提出

提出者

議会運営委員会

委員長 西 本 英 輔

提案理由要旨

朝来市議会委員会条例（平成17年朝来市条例第239号）の一部の条例改正に伴い、オンラインを活用した委員会の開催並びに会派及び議会人事、議会に関する申し合わせその他必要な事項の協議又は調整を行う会派代表者会議を新たに設けるため、所要の規則整備をしようとするものです。

朝来市規則第 号

朝来市議会会議規則の一部を改正する規則

朝来市議会会議規則（平成17年朝来市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
目次 第7章 協議又は調整を行うための場 <u>（第159条・第159条の2）</u> （欠席の届出） 第84条 （略） <u>（出席委員に関する措置）</u> <u>第84条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく朝来市議会委員会条例（平成17年朝来市条例第239号。以下「条例」という。）第15条の2第1項及び第2項に規定するオンライン委員会にオンライン出席した委員を含む。</u> （会議中の委員会の禁止） 第85条 （略） （委員外議員の発言） 第110条 （略） 2 （略） <u>3 前2項の場合において、オンライン委員会が開かれているときは、委員でない議員は、当該委員会にオンライン出席することができる。</u> （不在委員） 第122条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加	目次 第7章 協議又は調整を行うための場 <u>（第159条）</u> （欠席の届出） 第84条 （略） （会議中の委員会の禁止） 第85条 （略） （委員外議員の発言） 第110条 （略） 2 （略） （不在委員） 第122条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加

わることができない。ただし、オンライン出席している委員は、この限りではない。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、オンライン委員会が開かれているときは、紹介議員は、当該委員会にオンライン出席することができる。

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

(協議等の場の開催方法の特例)

第159条の2 前条の協議等の場については、条例第15条の2第1項各号に掲げる場合に該当し、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法によりこれを開くことができる。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第160条 (略)

別表(第159条関係)

名 称	目 的	構成員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)
会派代表者会議	会派及び議会人事、議会に関する申し合わせその他必	議長及び各会派代表者	議長

わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第135条 (略)

2 (略)

(協議又は調整を行うための場)

第159条 (略)

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第160条 (略)

別表(第159条関係)

名 称	目 的	構成員	招集権者
(略)	(略)	(略)	(略)

	<u>要な事項の協 議又は調整</u>			
--	-------------------------	--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。